

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「一方、年度計画に掲げている事務系職員に対する人事評価の結果を給与等の処遇に反映させることについては、処遇に反映させるまでには至っていないことから、今後、着実な対応が求められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 項目別評価の申し立てに関連し、申立内容のとおり削除願いたい。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 年度計画では、「人事評価システムを実施し、評価結果を給与その他処遇へ適切に反映させる」としており、人事評価を実施し、「事務系職員等の人事評価に係る人事・給与等処遇への反映に関する指針」を新たに作成して、段階的な取組を実施していることは理解するが、給与その他処遇への活用は平成21年度となっており、平成20年度中には活用するまでに至っていないため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 ○「大学院博士課程において、学生収容定員の充足率が平成16年度から平成18年度においては85%、平成19年度から平成20年度においては90%をそれぞれ満たさなかったことから、今後、速やかに、定員の充足に向け、入学定員の適正化に努めることや、入学者の学力水準に留意しつつ充足に努めることが求められる。（なお、平成21年度は90%を満たしている。）」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 ○「大学院博士課程において、学生収容定員の充足率が平成16年度から平成18年度においては85%、平成19年度から平成20年度においては90%をそれぞれ満たさなかったことから、今後、速やかに、定員の充足に向け、入学定員の適正化に努めることや、入学者の学力水準に留意しつつ充足に努めることが求められる。なお、<u>平成19年度の組織改組により入学定員の適正化に努め</u>平成21年度は90%を満たしている。」</p> <p>【理由】 大学院博士課程の充足率については平成16～17年度の評価結果においてそれぞれ85%を超えていないことで課題があると評</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 組織改組して入学定員の削減が行われていることは理解しており、それを踏まえた文案としているため。</p>

働されている。これについて、主な原因となっている医学研究科の定員について検討をおこない組織改組を行った。

平成 19 年度から改組後の定員による学生の受け入れを開始し、平成 21 年度までの入学者において 100%の充足率となっている。(報告書 20 頁業務運営の改善の特記事項)

このことから、申立内容のとおり変更願いたい。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 ○「①事務系職員に対し、試行結果を踏まえた人事評価システムを実施し、評価結果を給与その他処遇へ適切に反映させる」 （実績報告書15 頁・年度計画【146】）については、事務系職員に対する人事評価の結果を給与等の処遇に反映するまでには至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 事務系職員の人事評価については、平成18年度に実施要領を策定し、平成19年度に「試行」を実施、平成20年度に本格実施することとした。また、本格実施に向けて、制度説明会及び評価者講習会を実施した。 本学の人事評価は「実績評価」と「能力評価」からなっており、「実績評価」は年度当初、職員が1年間の業務目標を個々に設定し、評価者との面談をとおして目標を確定させ、その目標の達成度を評価するものである。「能力評価」は、事務職員としての能力について、あらかじめ決められた項目ごとにそれぞれ自己評価を実施し、それを踏まえ、評価者との面談を通じて、被評価者の能力を評価するものである。 「実績評価」は、4月に評価者との面談等をとおしてその年の業務目標を設定し、</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 前述のとおり。</p>

10月に中間評価（業務の進捗状況の確認）、翌年2月～3月に第一評価者との最終面談を行い最終評価が行われる。このように「実績評価」は1年間の業務の達成度を測り評価を行うことから年度末でなければ評価結果を確定することは出来ない。

また、「事務系職員等の人事評価に係る人事・給与等処遇への反映に関する指針」において、処遇への反映へは人事評価（「実績評価」「能力評価」）等を総合的に判断して行うこととしている。

これらのことから「人事評価」の結果を迅速に処遇に反映させるための、最も早いタイミングは6月の勤勉手当である。

従って、平成20年度に本格実施された人事評価をはじめて処遇に反映させたのが平成21年6月の勤勉手当の成績優秀率であったことは、制度上初めから予定していたことであることから申立内容のとおり削除願いたい。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 ○ 「『同一大学出身者の割合、外国人、女性及び障害者の積極的登用に関する指針』及び『男女共同参画推進に係る提言』に基づく採用を引き続き促進する」（実績報告書16頁・年度計画【152】）については、積極的な取組が講じられておらず、かつ、外国人教員数は対前年度実績を下回っていることから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 『同一大学出身者の割合、外国人、女性及び障害者の積極的登用に関する指針』（資料編87頁）の同一大学出身者の割合については、教員に多様な経歴・経験等を持つ者、他大学出身者等の採用を積極的に行うとしており、医学部・附属病院の助教を除く教員に係る平成16年度から平成20年度までの採用者84名のうち、本学以外からの採用は69名（82%）であり、指針に基づいた採用を積極的に行っている。なお医学部・附属病院の助教に限っては、75%が自校出身者であるが、その多くが県内外の医療機関等を経験している。自校出身者の割合が多いが、このことは秋田県内の地域医療を維持するための医師確保の面で貢献している。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 外国人教員採用にかかる平成20年度の取組を確認したところ、年度ごとの実施方針は特に定めず、提出された資料（同一大学出身者の割合、外国人、女性及び障害者の積極的な登用に関する指針）に基づき行っているとのことであるが、当該指針においても「ふさわしい能力を有する外国人教員の採用を積極的に行う」と記載されているのみであり、積極的な取組が講じられているとは認められず、かつ、対前年度実績を下回っているため。</p>

外国人の積極的登用については、国際性及び多様な人材を広く求める視点から外国人教員の採用を積極的に行うとしている。ご指摘のとおり教員数が前年度に比して下回っているが総数が10名から8名になっている、これは1名が帰化したこと、1名が自国へ帰国したことが原因で実質的には1名の減である。教員の採用については、国籍を問わず広く公募している。また、指針では「専攻分野によっては、国際公募制の導入を図る。」となっており、これにより平成20年度に国際公募を行い平成21年度に2名の外国人教員を採用している。

女性の積極的登用については、『男女共同参画推進に係る提言』（資料編85頁）を行い男女共同参画への取組みとして資料編73頁のような事項を実施してきた。このような対応が効果を上げ女性教員の採用も伸びてきている。また、これらの活動が認められ平成21年度の科学技術振興調整費（女性研究者支援モデル育成）に採択されている。

障害者の雇用については採用面接会等へ積極的に参加するなどした結果、法定雇用率を維持してきており、障害者の社会参加、就職を支援している。

また、中期目標期間（平成16～19事業年度）の評価結果では注目される事項として、「女性教員及び外国人教員の積極的採用に努めており、平成19年度における女性教員数は78名（14.3%）（対平成15年度比18名増）及び外国人教員数は10名（1.8%）（対平成15年度比2名増）となっている。」と評価されており、このようなことから、積極的な取り組みが講じられていないという評価は誤認があると思われ、申立内容のとおり削除願いたい。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 「【評定】中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている (理由) 年度計画の記載33 事項中31 事項が「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、2 事項について「年度計画を十分には実施していない」と認められるほか、大学院博士課程において学生収容定員の充足率が90 %を満たさなかったこと等を総合的に勘案したことによる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「【評定】中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる (理由) 年度計画の記載33 事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、2 事項について「年度計画を十分には実施していない」と認められるほか 大学院博士課程において学生収容定員の充足率が90 %を満たさなかったこと等を 総合的に勘案したことによる。</p> <p>【理由】 前2 項目について、「年度計画を十分に実施している」と考えることから、申立内容のとおり変更願いたい。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 前述のとおり。</p>